

「新型コロナウイルス感染症対策民間外国語教育事業者向けガイドライン」

自己適合チェックリスト

1. 施設内への入室制限

- 以下に該当する従業員の勤務を禁止し、利用者の入室を制限している。
 - 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある。
 - 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある。
 - （※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方。
 - 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続いている。
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある。
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる。
 - 入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある。
 - 嗅覚・味覚に異常を感じる。
 - その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある。

2. 感染防止対策（密閉・密集・密接の回避等）

1) 施設全般

- 従業員や利用者に対して手洗いや咳エチケットを徹底するとともに、感染リスクが高まる「5つの場面」（新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）を周知している。
- 施設内において、従業員・利用者共に、常時鼻と口を完全に覆う、適切なマスクを着用している。マスクの着用のない方は施設への入室を制限、または配布している。
- 施設内（教室・休憩スペース等）の適切な換気を行っている。空調設備や適切な窓開けで、常時一定の換気を確保すると共に、時間を決めて室内の空気を完全に入れ替えるような全換気（密閉の回避）をしている。必要に応じCO2測定装置を設置している。
- クラスターを作らないために、予約制の徹底により、可能な範囲で施設内（教室）の人数を制限した運営を行っている。（密集の回避）
- 人と人が接する際の距離は最低1メートル以上、できるだけ2メートルを確保するようにしている。（密接の回避）
- 空調設備や加湿器を適切に使用することにより、施設内の湿度を相対湿度40%～70%（事務所衛生基準規則等による）になるよう努めている。
- 施設の入口や教室の入り口に手指消毒用のアルコール消毒液を設置し、従業員・利用者共に入退室の際、手指の消毒をしている。アルコール過敏症の方については、同等の代替手段の提供をしている（洗面所での石鹸による手洗い等）。

- 不特定多数の高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、PCのキーボード・マウス、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、郵便受け等）を確認し、適切な消毒液で定期的に清拭している。
- 長時間の対面接客は避け、会話は最低1メートル以上（できれば2メートル）の距離をとっている。
- 受付等、列の発生が想定される場所において、並ぶ位置にマークをつける等身体的距離の確保に努めている。
- 受け付け等対面での接客を行う場所に、飛沫対策としてビニールシートや透明間仕切り板等を設置している。
- 支払いに際して、可能な限り電子決済を推奨している。
- トイレの便器内は通常の清掃を行っている。
- トイレに蓋がある場合は、蓋を閉めて汚物を流すよう表示している。
- トイレのハンドドライヤーは止め、備え付けのペーパータオルや個人用のタオルの利用を促している。
- 休憩スペースや喫煙所は、一度に使用する人数を制限し、対面での飲食や会話、大声で会話をしないようにするなど感染防止を図っている。また、感染リスクが高まる「5つの場面」のうちの「居場所の切り替わり」に注意を向けている。
- ゴミの廃棄（鼻水、唾液などがついたゴミ）は、ビニール袋に入れて密閉して縛っている。
- ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は石鹸と流水で手を洗っている。

2) 教室

- アルコール消毒液を設置している。
- 従業員は入退室の前後に手洗いをしている。
- 受講生同士の間隔を最低1メートル（できれば2メートル）確保している。
- 授業中は講師、受講生共にマスクの着用またはマスクとフェイスシールドを併用している。
- 講師と受講生、受講生同士の密接・密集を避けるためクラスの人数制限や身体的距離の確保に努めている。
- 飛沫対策としてビニールシートや透明間仕切り板等を設置している。
- 適切な環境の保持（こまめな換気、温度、湿度の管理等）をしている。
- 共有する遊具や教本を特定し、適切な消毒液で定期的に清拭している。

3) スクールバス（子ども対象のクラス）

- 使用前、使用後にドアやイスなど接触する場所の清拭消毒をしている。
- 乗車前に手指の消毒をしている。
- 移動中は窓を開けて換気している。
- 乗車中は全員マスクを着用している。

3. 従業員の健康管理／処遇

- 従業員全員の就業前の体調チェックをしている。
- 1. 施設内への入室制限に該当する従業員の出勤を停止している。
- 従業員の家族など、同居者に感染者や感染者の接触があることが判明した場合は出勤停止とし、他の従業員との接触について正確に把握している。
- 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、利用者などの名簿を適切に管理している。
- 感染者と特定されていなくても、発熱、倦怠感、風邪症状などの体調不良を認める場合には勤務をせず、自宅で健康管理、もしくはかかりつけ医を受診することに留意している。

4. サービス提供にあたって

- 施設利用時の注意事項並びに、体調が思わしくない時の来校自粛をウェブサイトや掲示で利用者へ呼びかけ、協力を強く求めている。
- オンラインを活用した学習を導入している。
- オンラインを活用した会議を導入している。
- スプリットオペレーションやリモートワーク、時間短縮勤務を導入している。
- 地域の状況に応じて、従業員に対して、不要不急の外出、大規模集会、興行施設等不特定多数の集まる場所(クラスターが発生するリスクが高い場所、長時間にわたり飲酒を伴う集会等)への出入り自粛をお願いしている。
- 従業員、利用者に対して、厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を、各自携帯電話にインストールして活用すること、携帯電話の使用を控える状況においては、電源及びBluetoothをONにした状態でマナーモードにするようお願いしている。

感染者が発生した場合の対処について

- ①即時に保健所へ報告し、求められる情報を速やかに開示すること。
- ②保健所の指示に従った上で、早い段階で休業を決定し、関係者への周知徹底をはかること。
- ③自社内だけでなく行政に対する関連者リスト提出を求められる場合を想定し、抽出するデータベースの確認や作表の手順などを事前に具体化しておくこと。

以 上